

第3次土岐市男女共同参画プラン策定支援業務委託 プロポーザル実施要項

「第3次土岐市男女共同参画プラン」を策定するにあたり、業務委託事業者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施するもの。

1. 趣旨

土岐市では男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる男女共同参画の実現に向け、「土岐市男女共同参画プラン」を策定し、各種の取り組みを進めてきた。平成26年3月には「第2次土岐市男女共同参画プラン」（以下「第2次プラン」という。）を策定、平成28年度、平成30年度には第2次プランの見直し、改定を行った。

令和5年度末で第2次プランの計画期間が終了することから、令和6年度から令和15年度までを計画期間とする「第3次土岐市男女共同参画プラン」（以下「次期プラン」という。）を策定するものである。なお、次期プラン作成にあたっては、第六次土岐市総合計画などの関連計画との整合性を持ったものとする。

この業務を委託するにあたり、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件等を、この実施要項で定めるものである。

2. 業務の内容

(1) 業務名称

第3次土岐市男女共同参画プラン策定支援業務

(2) 業務の内容

別紙「第3次土岐市男女共同参画プラン策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりのとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 委託費の上限

3,879,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託契約の額は、市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

(5) 選定方式

公募型プロポーザル方式

3. プロポーザルに係る事項

(1) 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- ①土岐市指名競争入札名簿（物品購入・役務提供等）に登録されていること（プロポーザル参加申込書提出期限までに登録した事業者も認める）。ただし、参加資格確認後であっても、契約締結までの間に、参加資格を欠くような事態が発生した場合には失格とする。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤土岐市からの指名停止措置を、プロポーザル参加申込受付期間開始日から当該業務の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑥プロポーザル参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) スケジュール

予 定	日程・締切り
実施要項等の公表	令和4年5月 9日（月）から
質問書の受付	令和4年5月 9日（月）から 令和4年5月17日（火）午後5時まで
参加申込書等の受付	令和4年5月 9日（月）から 令和4年5月17日（火）午後5時まで
企画提案書等の受付	令和4年5月 9日（月）から 令和4年6月 3日（金）午後5時まで
プロポーザル審査委員会	令和4年6月13日（月）（予定）
結果の通知及び公表	令和4年6月 中旬（予定）
契約締結	令和4年6月 中旬（予定）

(3) 実施要項等の入手方法

実施要領等については、市のホームページ（<https://www.city.toki.lg.jp/>）から入手すること。（まちづくり推進課窓口又は郵送での配布は行わない。）

(4) 実施要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

①質問書提出について

令和4年5月17日(火)午後5時(必着)までに質問書(様式6)を電子メール(メールアドレス machisui@city.toki.lg.jp)又はFAX(0572-55-7763)にてまちづくり推進課に提出すること。電話や口頭での質問は一切受け付けない。

②回答の公表について

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、市のホームページに掲載する。質問者の事業者名や氏名等は公表しない。

(5) 提出資料

①プロポーザル参加申込書(様式1) 1部

②法人概要書(様式2) 1部

③国税及び土岐市税の納税証明書(国税:法人税、消費税及び地方消費税 土岐市税:完納証明書 ※課税されていない場合は申し出てください。) 各1部

④暴力団排除に関する誓約書(様式3) 1部

⑤企画提案書(表紙は様式4、それ以外は任意様式) 正本1部、副本7部

- ・表紙(様式4)は正本のみに付けること。
- ・表紙以外には、法人名を記載又は推測できる表現を入れないこと。
- ・企画提案書は、端的にまとめたものとし、A4判縦・横書きで統一すること。A3判の折込み使用も可とする(片面印刷とすること)。
- ・提案内容は別紙仕様書を踏まえたものとし、次の事項を含むものとする。また、独自提案があれば記載のこと。

- ・男女共同参画プラン策定にあたっての基本的な考え方
- ・本業務に必要な業務項目と内容
- ・具体的な調査内容、課題の整理方法
- ・土岐市が目指すべき方向性及びその実現方法
- ・本業務のスケジュール
- ・本業務実施体制

⑥類似業務実績報告書(様式5) 1部

⑦見積書(任意様式) 1部

- ・見積書はA4判とし、法人名を記載又は推測できる表現を入れないこと。

(6) 受付期間

①参加申込書等(上記(5)提出資料のうち①②③④)の受付

令和4年5月9日(月)から令和4年5月17日(火)までの土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。

②企画提案書等（上記（５）提出資料のうち⑤⑥⑦）の受付

令和４年５月９日（月）から令和４年６月３日（金）までの土日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時まで。

（７）提出方法

持参又は郵送（受付期間及び時間内に必着とし、配達完了を確認できる書留郵便とする。）により提出すること。

（８）提出先

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地
土岐市役所地域振興部まちづくり推進課 担当：伊佐治
電話：0572-54-1111（内線 311）

（９）注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがある。

- ・本業務の関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ・他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ・事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・プロポーザル評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

③複数提案の禁止

プロポーザル参加者から複数の企画提案書の提出は認めない。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。（軽微なものを除く。）

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

⑦その他

- ・プロポーザル参加申込書等を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとする。
- ・参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要項等の記載内容に同意したものとする。
- ・提出書類は、土岐市情報公開条例（平成 11 年条例第 26 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- ・企画提案書等の提出後に辞退する場合は、プロポーザル審査委員会前日の午後 5 時までに、辞退届（任意様式）をまちづくり推進課に直接又は郵送により提出すること。

4. 審査について

(1) 審査、評価方法

- ①企画提案書等を審査、評価するための「第 3 次土岐市男女共同参画プラン策定支援業務プロポーザル審査委員会」を設置し、審査委員会において非公開で審査及び評価を行う。
- ②企画提案の内容、事業の実施能力等について、審査項目に沿って企画提案書及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーションの内容について評価を行い、最高得点者を優先交渉事業者として選定する。

(2) プロポーザル審査委員会

- ①開催日 令和 4 年 6 月 13 日（月）（予定）

開催時間、場所等については、後日プロポーザル参加者に通知する。

- ②企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション 20 分間

審査委員からの質疑 10 分間

- ③注意事項

- ・プレゼンテーションに際しては、提出された企画提案書を用いて説明を行うこと。
- ・プロポーザル審査委員会への出席人数は 3 人以内にする。
- ・プレゼンテーションにおいては、本業務を受託した際の責任者又は従事者が行うこと。
- ・パソコン、プロジェクター、スクリーン等は土岐市側で準備する。
- ・審査委員会当日の資料配付は認めない。
- ・新型コロナウイルス感染症等の状況により、対面での実施が困難な場合は、主催者の判断により Web 会議システム上でのプレゼンテーションとする。

- ④評価項目

下記の項目で評価（詳細については、別表のとおり）

- ・企画提案内容
- ・業務実施体制
- ・プレゼンテーション
- ・業務実績

・見積額

(3) 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても、プロポーザル審査委員会は実施し、評価の結果において基準（240点）を満たすときは、当該提案者を優先交渉事業者とする。基準を満たない場合、又は提案者がいない場合は該当なしとする。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、後日、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、市のホームページ上で公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

5. 契約の締結

選定した優先交渉事業者と土岐市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。また、必要に応じて提案された内容を変更する場合がある。

なお、選定した優先交渉事業者が選定後に辞退した場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者(最低基準点に満たない者を除く。)と交渉を行うものとする。

6. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

別表

審査項目	審査事項	配点
企画提案内容について		
業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨を的確に理解したうえでの提案がなされているか。 	15
土岐市の地域性を考慮した提案	<ul style="list-style-type: none"> ・土岐市の男女共同参画に関する施策について、現状と課題を的確に把握しているか。 ・調査方法や内容について、土岐市の地域性や特色が考慮されているか。 	20
計画策定後の実効性の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は、具体的かつ実効性があるか。 ・各取組への計画の活かし方について、具体的かつ実効性があるか。 	15
事業者提案	<ul style="list-style-type: none"> ・企業独自の知見を活かし、積極的な提案がなされているか。 ・その他評価に値する事項（有益な独自の追加提案） 	15
業務実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施するにあたり、適切なスケジュール及び人員体制となっているか。 ・男女共同参画の現状や展望について、国や県の動向等を踏まえ、的確に把握しているか。 	15
プレゼンテーションについて	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施していくパートナーとして適切か。（積極的な意欲、的確な返答） 	10
業務実績について	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画計画の策定実績があるか。 	5
見積額について	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書及び提案内容を踏まえ、業務に見合った見積額が提示されているか。 	5
合 計		100